

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大和高田市	奈良交通(株)	(1) 東部線内回り	市民交流センター	松塚	市民交流センター	往18.0km (循環)	340日	1,020回		路線定期運行	①	近鉄大和高田駅および高田市駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」、「高田五條線」、「高田イオンモール線」、「高田新家線」と接続(近接)	③
		(2) 東部線外回り	市民交流センター	松塚	市民交流センター	往18.5km (循環)	340日	1,020回		路線定期運行	①		③
		(3) 西部線内回り	市民交流センター	大谷	市民交流センター	往16.8km (循環)	340日	1,020回		路線定期運行	①		③
		(4) 西部線外回り	市民交流センター	大谷	市民交流センター	往17.0km (循環)	340日	1,020回		路線定期運行	①		③
		(5) 南部線内回り (R3.10/1~ R3.11/30)	市民交流センター	中井 記念病院	市民交流センター	往26.2km (循環)	57日	171回		路線定期運行	①		③
		(5)-2 南部線内回り (R3.12.1~ R4.6.30)	市民交流センター	中井 記念病院	市民交流センター	往26.1km (循環)	195日	585回		路線定期運行	①		③
		(5)-3 南部線内回り (R4.7.1~ R4.9.30)	市民交流センター	中井 記念病院	市民交流センター	往25.4km (循環)	88日	264回		路線定期運行	①		③
		(6) 南部線外回り (R3.10.1~ R4.6.30)	市民交流センター	中井 記念病院	市民交流センター	往27.4km (循環)	252日	756回		路線定期運行	①		③
		(6)-2 南部線外回り (R4.7.1~ R4.9.30)	市民交流センター	中井 記念病院	市民交流センター	往26.7km (循環)	88日	176回		路線定期運行	①		③
		(6)-3 南部線外回り (R4.7.1~ R4.9.30)	市民交流センター	浮孔駅	中井 記念病院	往16.1km 復 km	88日	44.0回		路線定期運行	①		③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大和高田市	奈良交通(株)	(1) 東部線内回り	市民交流 センター	松塚	市民交流 センター	往18.0km (循環)	339日	1,017回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅お よび高田市駅で補 助対象地域間幹線 系統「八木新宮 線」、「高田五條 線」、「高田イオンモ ール線」、「高田新家 線」と接続(近接)	③
		(2) 東部線外回り	市民交流 センター	松塚	市民交流 センター	往18.5km (循環)	339日	1,017回		路線定期 運行	①		③
		(3) 西部線内回り	市民交流 センター	大谷	市民交流 センター	往16.8km (循環)	339日	1,017回		路線定期 運行	①		③
		(4) 西部線外回り	市民交流 センター	大谷	市民交流 センター	往17.0km (循環)	339日	1,017回		路線定期 運行	①		③
		(5) 南部線内回り	市民交流 センター	中井 記念病院	市民交流 センター	往25.4km (循環)	339日	1,017回		路線定期 運行	①		③
		(6) 南部線外回り	市民交流 センター	中井 記念病院	市民交流 センター	往26.7km (循環)	339日	678回		路線定期 運行	①		③
		(7) 南部線外回り	市民交流 センター	浮孔駅	中井 記念病院	往16.1km 復 km	339日	169.5回		路線定期 運行	①		③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大和高田市	奈良交通(株)	(1) 東部線内回り	市民交流 センター	松塚	市民交流 センター	往18.0km (循環)	341日	1,023回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅お よび高田市駅で補 助対象地域間幹線 系統「八木新宮 線」、「高田五條 線」、「高田イオンモ ール線」、「高田新家 線」と接続(近接)	③
		(2) 東部線外回り	市民交流 センター	松塚	市民交流 センター	往18.5km (循環)	341日	1,023回		路線定期 運行	①		③
		(3) 西部線内回り	市民交流 センター	大谷	市民交流 センター	往16.8km (循環)	341日	1,023回		路線定期 運行	①		③
		(4) 西部線外回り	市民交流 センター	大谷	市民交流 センター	往17.0km (循環)	341日	1,023回		路線定期 運行	①		③
		(5) 南部線内回り	市民交流 センター	中井 記念病院	市民交流 センター	往25.4km (循環)	341日	1,023回		路線定期 運行	①		③
		(6) 南部線外回り	市民交流 センター	中井 記念病院	市民交流 センター	往26.7km (循環)	341日	682回		路線定期 運行	①		③
		(7) 南部線外回り	市民交流 センター	浮孔駅	中井 記念病院	往16.1km 復 km	341日	170.5回		路線定期 運行	①		③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
大和 高田市	奈良交通(株)	1	(1) (2) (3) (4) (5) 東部線内回り (5)-2 東部線外回り (5)-2 西部線内回り (5)-3 西部線外回り (6) 南部線内回り (6)-2 南部線外回り	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33	令和3年11月			一括
	奈良交通(株)	2	(1) (2) (3) (4) (5) 東部線内回り (5)-2 東部線外回り (5)-2 西部線内回り (5)-3 西部線外回り (6) 南部線内回り (6)-2 南部線外回り	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33	令和3年11月			一括

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。